

# 善通寺市森林整備計画

計画期間 自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 月 日 樹立)

香川県 善通寺市

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

善通寺市は、香川県の北西部に位置し、西は三豊市、南はまんのう町、北は丸亀市、多度津町に接している。本市の南に大麻山、西には五岳の山々を控え、東と北には平地が開けて讃岐平野に続いており、金倉川、弘田川が南北に貫流している。

森林地域は、市の南部から西部にかけての山間部を中心に甲山や鶴ヶ峰、磨臼山など平地の小丘も含んでおり面積は 919ha であり、本市総面積 3,993ha の約 23% を占める。その内訳は国有林 2ha、県有林及び市有林を含む民有林は 917ha である。また、地域森林計画対象森林のうち、ヒノキを主体とした人工林の面積は 186ha であり、人工林率は約 20% である。

市西部の我拝師山、筆ノ山、香色山、及び南部の大麻山、象頭山付近一帯が瀬戸内海国立公園に指定されており、香色山、野田院古墳、大麻山の一部は第 2 種特別地域に指定されているほか、大麻山山麓や我拝師山の一部などに保安林がある。

森林地域内には国有林は無く、ほとんどの地域が森林計画対象の民有林となっている。公有林を除く人工林の多くが小規模分散化しており、なおかつその所有者も 1 ha 未満の森林が多い。

林業や森林資源の利用が停滞する一方で、市民の森林に対する期待が多様化しており、今後は人々にうるおいと安らぎをもたらす貴重な景観資源として、大麻山や香色山をはじめとする五岳山の森林を保全する必要がある。

※本市の面積は、令和 7 年 7 月 1 日現在。国有林面積は令和 3 年 4 月 1 日現在。

その他の森林面積は、令和 8 年 3 月 31 日現在。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、健全な森林資源の維持管理を図ることを目的として、生物多様性の確保や野生動植物保護等に配慮しつつ人為と天然力を組み合わせた多様な森林の整備や保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策等の森林の整備・保全を計画的に推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

このため、森林が有する機能を次の区分に分類する。

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・ レクリエーション 機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や地域の景観形成上重要である樹木で構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

上記の森林が有する機能に応じた森林整備の推進方法を下記のとおり区分する。

### ①水源かん養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

### ②山地災害防止機能/土壌保全機能

災害に強い土地を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じた施業を促進することとする。

### ③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、適切な保育・間伐等を推進することとする。

### ④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じた多様な森林整備を促進することとする。

### ⑤文化機能

市民に親しまれている大樹、寺社境内の鎮守の森など、地域の景観形成上重要であると認められた樹木のうち所有者の合意を得たものについては、景観重要樹木として指定するなど、森林の適切な保全・管理を促進することとする。

### ⑥生物多様性保全機能

野生生物の生息・生育環境の確保に配慮し、季節や時間の移ろいを身近に感じることができる場として適切な森林保全を促進することとする。

### ⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を促進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

公有林を除く人工林の多くが小規模分散化しており、なおかつその所有者も1ha未満の森林が多いことから、森林経営の受委託等により経営する森林の規模を拡大し、効率的な森林経営が行われるよう森林経営計画の作成を促進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
善通寺市	35年	40年	30年	10年	15年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林伐採を促すものではない。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うこととする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するよう努めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。そして、林地の保全及び落石等の防止のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについて保残に努めることとする。併せて、上記に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

皆伐択伐の別	標準的な方法
皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし適切な伐採率によることとする。</p>

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下記を目安として定めること。

樹種	標準的な施業体系			施業上の伐採の
	生産目標	仕立方法	期待径級	目安（年）
ヒノキ	一般建築材・（大径材）	中仕立	28	70
	柱材・一般建築材		23～	50～
スギ	一般建築材・（大径材）	中仕立	38	65
	一般建築材		20～	40～
マツ	一般建築材・（大径材）	—	26	60
	一般建築材		22～	40～
クヌギ	しいたけ原木	—	10～16	15～20
その他広葉樹	—	—	—	15～

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ
-----------	-----------------------

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は善通寺市農林課とも相談のうえ、適切な樹種を定めるものとする。苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に上層木の伐

採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

#### 人工林の樹種別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（1ha当り）
ヒノキ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
スギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
マツ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
クヌギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は善通寺市農林課とも相談のうえ、適切な植栽本数を定めるものとする。

#### イ その他の人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈法（全面的に雑草木を取り除く方法）。場所によっては、すじ刈法、坪刈法を用いる。
植付けの方法	長方形植栽又は正方形植栽。地形によっては正三角形植栽。
植栽の時期	早春成長を始める直前を適期とするが、気候等によっては、秋季成長の終わった頃に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林をとまなうものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「香川県天然更新完了基準」により、森林

の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、コナラ、シイ類、カシ類
ぼう芽更新可能樹種	ナラ類、カシ類、シイ類、ぼう芽力の大きい樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次のとおり定める。

期待成立本数
10,000本/ha

天然更新を行う際には、稚樹高が 50cm 以上かつ隣接する競合植物の高さ以上であり、期待成立本数に対して、10 分の 3 を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が 3 以上の状態）をもって更新完了とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等は次のとおりとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により更新樹種の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき	優勢なものを 1 株に概ね 3～4 本残し、残りをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

「香川県天然更新完了基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、更新状況を確認することとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

①人工造林の場合

1の(1)による。

②天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数
3,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
ヒノキ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。  間伐率：間伐本数率は、概ね10～30%とする。  但し、林分密度によって適宜変動する。 なお、材積率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
スギ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				高年齢級の森林については立木の成長力に留意して定めること。  ヒノキ、スギにおける標準伐期齢未満の平均的な間伐間隔：10年
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
マツ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				ヒノキ、スギにおける標準伐期齢以上の平均的な間伐間隔：20年
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施年齢(年齢)回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ									回数: 毎年1~2回程度(植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。)
	マツ クスギ									
つる切	ヒノキ スギ									回数: 通常2回程度
	マツ クスギ									
除伐	ヒノキ スギ									
	マツ クスギ									
枝打	ヒノキ スギ									回数4~5回(生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。)
	マツ クスギ									
肥培	ヒノキ スギ									(必要に応じて、せき悪林地に、植栽後2~3回施肥を行う。)
	マツ クスギ									

## 3 その他必要な事項

雑草木の繁茂が著しい等の事由で林木の成長が遅い区域については、標準的な方法に示す林齢を超えても、必要に応じ保育を行うものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該地域内における施業の方法

#### (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

地域の用水源として重要なため池、湧水地など水源涵養機能の評価区分が高い森林など、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を別表1により定める。

##### イ 施業の方法

水源かん養機能を維持増進するため、主伐の時期を標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする伐期延長の施業を推進すべき森林として定めるとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、当該森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クスギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	45年	50年	40年	20年	25年

森林の区域については、別表2により定める。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林

## ア 区域の設定

次の①から③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

### ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能の評価区分が高い森林等

### ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等影響を緩和する森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

### ③保健文化機能の維持増進を図る森林

キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然環境等を形成する森林及び原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価が高い森林等

## イ 施業の方法

これら①から③の公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林施業については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるとともに、それ以外の森林については、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	70年	80年	60年	20年	30年

それぞれの森林の区域については別表 2 により定める。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

## (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、公益的機能別施業森林の施業方法に配慮しつつ、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市は所有規模が小さな森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うため、森林の経営の委託等により、森林の経営規模の拡大を促進するものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を進めるため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者等へ働きかけ、森林の経営の受託を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動に努めるものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等、森林の経営の委託を行う場合には、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権限と、施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権限が付与されるように委託契約を締結すること。また、森林の保護の実施についても委託するとともに、施業の実施等に必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権限についても付与すること。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

効率的な森林の施業及び経営の円滑化を図り、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を実施するため、森林経営管理制度の活用を推進するものとする。

森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進するものとする。また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、本市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については本市が自ら経営管理を実施するものとする。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該

計画が善通寺市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法と整合を図るものとする。

- 5 その他必要な事項  
該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針  
本市の林家の経営は農業との兼業であり、且つ高齢化が進んでいることから、森林施業の共同化を図るためにも流域内の市町及び森林組合と共同で促進するものとする。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針  
森林経営への委託を行わない森林所有者へ働きかけ、施業プランナーの協力により、施業集約化に向けた施業の共同化を図るとともに、施業集約化に対する理解を得るための普及啓発活動を進める。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
  - ア 一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道・土場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を明らかにすること。
  - イ 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を明確にすること。
  - ウ 共同施業実施者の一員が施業の共同化につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないようあらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。
- 4 その他必要な事項  
該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項  
効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設し、路線と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地	車両系作業システム	30～40	70～210	110以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	23～34	52～165	85以上
	架線系作業システム	23～34	2～41	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	16～26	35～124	60<50>以上
	架線系作業システム	16～26	0～24	20<15>以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5～15	—	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

注3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に基づいて開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

該当なし

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

### (2) 細部路網の整備に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整

第 656 号林野庁長官通知) 及び香川県森林作業道作設指針に基づいて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

## 第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組むこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

近年、市内にてニホンジカの捕獲実績があり、今後生息域が拡大した際に、鳥獣被害を防止すべき森林は次の林班とする。

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14	916.86

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、ニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとする。その際、ニホンジカの被害対策は特に人工植栽

が予定されている森林や既に植栽されている森林等を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たってはニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画や農業被害対策等と連携・調整することとする。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

#### イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）または銃器による捕獲等の実施

### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するために、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林所有者、森林組合、みどりの巡視員等からの情報収集等を行うこととする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。また、国有林とも連携を図って実施することとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松林は、木材資源としてだけでなく、山地災害の防止、水源のかん養、保健休養、景観保全など森林が持つ多面的な公益的機能の発揮に貢献している。

これらの重要な森林資源である松林にあって、マツ枯れについては、過去の大規模な被害発生を踏まえ、再激化を防ぐことを目的として、森林病虫害等防除法による基本方針に基づき、地域にとって重要な「保全する必要のある森林」を特定し、国や県の関係機関等との連携のもと、周辺森林とあわせて対策を講じる。

#### ①保全森林（保全する必要のある森林）

マツ枯れから保全する必要があることから、被害木駆除の徹底に努める。実施に当たっては環境に十分配慮する。

保全松林名	林班	小班	面積 (ha)
金比毘羅宮	2	47	2

#### ②周辺森林

保全森林へマツ枯れが移らないよう被害木駆除の徹底に努めるとともに関係機

関等との連携により、松林の樹種転換など森林整備の推進に努める。ナラ枯れについては、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携し、地域の被害状況等に応じた、効率的、効果的な防除対策を講じる。

## (2) その他

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林組合、森林所有者等との連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

被害の情報収集に努め、それを踏まえた被害防止対策を実施することとする。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、気象災害や林野火災等の不測の事態に対する備えとして、森林保険への加入を促進する。

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者から申請があった場合には、善通寺市火入れに関する条例による手順に従い許可若しくは不許可の決定を行う。

火入れの許可を行った場合には、火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するとともに、必要と認めるときには当該職員を火入地に立ち合わせるなど山林火災の予防に努める。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

#### (2) 立木の期待平均樹高

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ. IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ. IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ. IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域

該当なし

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

現在、市民が保健休養などの目的により、森林等の自然へのふれあいを求める傾向が高まっている。

このため、散策や森林浴などの憩いの拠点を創出し、また、森林と触れ合うことにより林業活動への理解等を深めてもらうための住民参加型森林づくりを推進する。

### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

### 7 その他必要な事項

ア 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

イ 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する。

別表 1

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	82.46
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～14林班全て	916.86
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	414.21
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表 2

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	736.49
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	別表 3 のとおり	180.37
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表3

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域						森林施業の方法				備考
		水源涵養の機能を推進するための森林	止及び土地に関する災害の防止を図るための森林	速やかな環境の形成を図るための森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林	通常施業	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を（択伐以外）		
										複層林施業を（択伐以外）	複層林施業を（択伐以外）	
001	02			○					*			
001	03			○					*			
001	04			○					*			
001	05			○					*		*	
001	06			○					*			
001	07			○					*			
001	08			○					*			
001	09			○					*			
001	10			○					*			
001	11			○		○			*			
001	12			○					*		*	
001	13			○					*			
001	14			○					*			
002	01			○					*		*	
002	02			○					*		*	
002	03			○		○			*			
002	04			○		○			*		*	
002	07			○		○			*		*	
003	01			○					*			
003	02			○					*			
003	03			○					*			
003	04			○					*			
003	05			○					*			
003	06			○					*			
003	07			○					*			
003	08		○	○		○			*			
003	09		○	○		○			*			
003	10			○					*			
003	11			○					*			
003	12			○		○			*		*	
004	01			○					*			
004	02			○					*			
004	03			○					*			
004	04			○					*			
004	05			○					*			
004	06			○		○			*			
004	07			○		○			*			
004	08			○		○			*			
004	09			○					*			
005	01		○	○					*			
005	02			○					*			
005	03			○					*			
005	04			○					*			
005	05			○					*			
005	06			○					*			
005	07			○					*			
005	08			○					*			
005	09			○					*			
006	01		○	○		○			*		*	
006	02		○	○		○			*			
006	03		○	○		○			*			
006	04		○	○		○			*			
006	05			○					*			
006	06		○	○		○			*		*	
006	07			○					*			
006	08			○					*			
007	01			○		○			*			
007	02			○		○			*			
008	01			○		○			*			
008	02			○		○			*			
008	03			○		○			*			
008	04			○		○			*			
008	07			○		○			*			
008	08			○		○			*			
008	09			○		○			*			
008	10			○		○			*			

林班	準林班	公益的機能別施業森林の区域					森林施業の方法					備考	
		水源涵養の機能の維持 増進を図るための森林施業を推進すべき森林	止及び土壌の保全の災害の機 能の維持増進を図るた め森林施業を推進す べき森林	土地に関する災害の機 能の維持増進を図るた め森林施業を推進す べき森林	快適な環境の形成の機 能の維持増進を図るた め森林施業を推進す べき森林	保健文化機能の維持増 進を図るための森林施 業を推進すべき森林	木材の生産機能の維持 増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	通常の施業	伐期の延長を 推進すべき森林	長伐期施業を 推進すべき森林	複層林施業を		
											(択伐以外)		(択伐)
009	01				○	○				*			
009	02				○	○				*			
009	03				○	○				*			
009	04				○	○				*			
009	05				○	○				*			
009	06				○					*			
010	01				○					*			
010	02				○	○				*			
010	03				○	○				*			
010	04				○	○				*			
010	05				○	○				*			
011	01				○					*			
011	02				○					*			
011	03				○					*			
011	04				○					*			
011	05				○					*			
011	06				○					*			
011	07				○					*			
011	08		○		○	○				*			
011	09				○					*			
012	01				○					*			
012	02				○					*			
012	03				○					*			
012	04				○					*			
012	05				○					*			
013	02				○					*			
013	04				○					*			
013	05				○					*			
013	06				○					*			
013	07				○					*		*	
013	08				○					*			
014	01				○					*			
014	02				○					*			
014	03				○					*			
014	04		○		○					*		*	
014	05				○					*			
014	06		○		○					*			
014	07		○		○					*			
014	08				○					*			
014	09				○					*			
014	10				○					*			
014	11				○					*			
014	12				○					*			
014	13				○					*			

※択伐による複層林施業を推進すべき森林は、保安林又は自然公園法等で択伐施業に制限されている森林に限る。